

No. 127(2012/7)

Mayo Collaborative Services v. Prometheus Laboratories 合衆国最高裁判決について ーソフトウェア関連発明の特許保護適格性との関連に着目してー

相田 義明（弁理士）

1 はじめに

アメリカでは、合衆国最高裁の1980年の *Chakrabarty* 判決及び1981年の *Diehr* 判決により、それぞれ、人工微生物及び数式を含む発明の特許保護適格性が肯定（いずれも5対4の僅差）されて30年が経過した今、ビジネス方法と治療・診断方法の保護適格性について、あいついで最高裁の判断が下されるに至った。

本報告では、今年の3月20日に出された首記の判決を取り上げる。この事案は、直接には、治療・診断方法の発明の保護適格性が問題となったものであるが、2010年の *Bilski* 最高裁判決が残した多くの疑問に答えており、ソフトウェア関連発明の保護適格性の考え方にも、大きな影響を及ぼすものである。

2 事件の経緯と特許の内容

- (1) 背景
- (2) 経緯
- (3) 特許の内容

3 特許保護適格性をめぐるこれまでの動き

- (1) *Bilski* 事件の前後の状況
- (2) *Bilski* 最高裁判決が残した問題
- (3) フェデラルサーキットの混迷

4 最高裁判決の概要

- (1) 上告受理申立の内容
- (2) 法廷意見（Breyer 判事起草，全員一致，意見なし）

5 検討

- (1) 本最高裁判決の意義
- (2) 遺伝子配列の特許保護適格性への影響
- (3) ソフトウェア関連発明への影響
- (4) 装置クレーム, システムクレームへの影響

6 おわりに

(以上全11ページ)